

Title	インドネシアにおける工業品輸出と輸出促進政策： 輸出促進政策の予備的考察(白石孝教授退任記念号)
Sub Title	Export Promotion Policies and Industrial Exports in Indonesia (In Honour of Professor Takashi Shiraishi)
Author	小野田, 欣也(Onoda, Kinya)
Publisher	
Publication year	1987
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.30, No.1 (1987. 4) ,p.175- 196
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19870425-04054195">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19870425-04054195</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究  
30巻1号  
1987年4月

## インドネシアにおける工業品輸出と輸出促進政策 ——輸出促進政策の予備的考察\*——

小野田 欣也

### 1 はじめに

東南アジア諸国の工業化は東アジア諸国およびシンガポールを追隨する形で1960年代より開始され、当初輸入代替工業化政策を主眼においていた。しかし消費財部門での輸入代替工業化が一応の成功を納めると、中間財、資本財部門での輸入代替は遅々として進行せず、むしろその保護貿易主義や国内市場の狭隘さが規模の経済性の実現をおさえ生産効率を低下させ、輸入代替産業の輸出化を妨げ、輸入依存型の経済停滞を作り出してしまった。こうした状況の打開のため、1970年代より東南アジア各国は輸出指向的工業化に着手することとなり、インドネシアでも70年代末から本格的な輸出促進政策が実施されはじめた。

しかしながらインドネシアにおける輸出指向工業化は、内需規模が他の東南アジア諸国に比べ大きかったこと、および潤沢な資源を有し一次產品輸出による外貨稼得の機会が多くしたことなどから、アジア各国のそれに比べいっそうゆるやかなものとなった。インドネシアにおける輸入代替から輸出指向への政策転換は、輸出税の削減や管理貿易の廃止という消極的な形で進行した。76年と78年の包括的輸出促進政策の登場ののち、第2次オイル・ショック後の世界不況下で経常収支赤字が積み増されるに従い、より積極的な輸出促進政策を取らざるを得なくなる。

輸出促進政策は「市場自由化」の政策とともに輸出指向工業化政策の根幹を形成するといわれる<sup>1)</sup>。輸入代替工業化政策が課した種々の規制措置——高率関税や数量制限等の輸入規制、為替レ

\* 本稿は、アジア経済研究所「輸出先導型開発戦略と世界不況」研究会における研究作業を基礎として、筆者担当部分をまとめたものである。本稿作成にあたり研究会メンバーの方々、とくにアジア経済研究所の長田 博氏には計測作業のうえでたいへんお世話になった。ここにあらためて謝意を表したい。なお本稿中の誤りはすべて筆者の責任によるものである。

1) 渡辺(1986) 第V章。

トの過大評価、低金利政策等——を自由化することが輸出指向工業化政策へ転換するにあたり最初に着手される事柄であるが、単に各種規制からの解放にとどまらず輸出優遇税制や優遇金利、輸出補助金、為替レートの過小評価等の輸出振興的な諸手段が用いられるようになると、その政策は輸出促進政策と呼ばれる。言い換えれば輸出促進政策とは、規制措置の自由化の範囲を越えた部分を総称する政策である。しかしながら、通例の概念では「市場自由化」政策も含めて広く輸出促進政策と呼ばれる。

さて輸出促進政策の範疇に含まれる政策手段にはどのようなもののが存在するであろうか。輸出金融、輸出振興税制、関税払い戻し、輸出補助金、外国投資法、輸出奨励法、輸出業者優遇制度、輸出振興機関等、それは産業政策および貿易政策の多岐にわたる。これら政策手段の分類整理の方法としては定性的、定量的な概念を考慮に入れたうえで、生産コストあるいは輸出価格にどのようなインパクトを与えたかという、価格レベルでの分類が一つの方法として考えられる。即ち(1)生産コスト引下げ政策、(2)輸出価格補助政策、(3)輸出環境整備政策の3者に輸出促進政策の諸手段を分類することである。第1の生産コスト引下げ政策とは生産要素や中間投入財に対する価格補助を生じさせる政策であり、輸出財だけでなく国内市場へ供給される財も対象とされる。具体的な政策手段としては産業政策がこのグループに含まれる。第2の輸出価格補助政策は輸出財の価格競争力を強化するために輸出価格を引き下げる目的として、輸出財だけを対象とする。その代表例としては輸出補助金、関税払い戻し、あるいは輸出金融・税制面での各種インセンティブの供与等、輸出促進政策の中心的役割を演ずる諸手段があげられよう。第3の輸出環境整備政策は前2者と異り制度的定性的な様相を有するものであり、例えば輸出奨励法や各種の輸出振興機関、情報サービスの提供等が含まれるであろう。ただし輸出加工区の場合、大部分の事例では実質的な輸出インセンティブを供与していると考えられるから、形態的には第3のグループに属すけれども実情は第2のグループに含まれると考える方が望ましい。

さて本稿では開発途上諸国における輸出促進政策の現状とそれが工業品輸出に与えるインパクトを分析するための予備的考察として、インドネシアをケースとして選び輸出促進政策研究の手がかりを得ることを目的とする。以下、第2節ではインドネシアにおける工業品輸出のパフォーマンスと輸出促進政策の状況について現状把握を行い、第3節ではその数量的評価の方法を考究する。続く第4節では政策のインパクトの有無およびその程度を確認する簡単な計測結果を提示する。

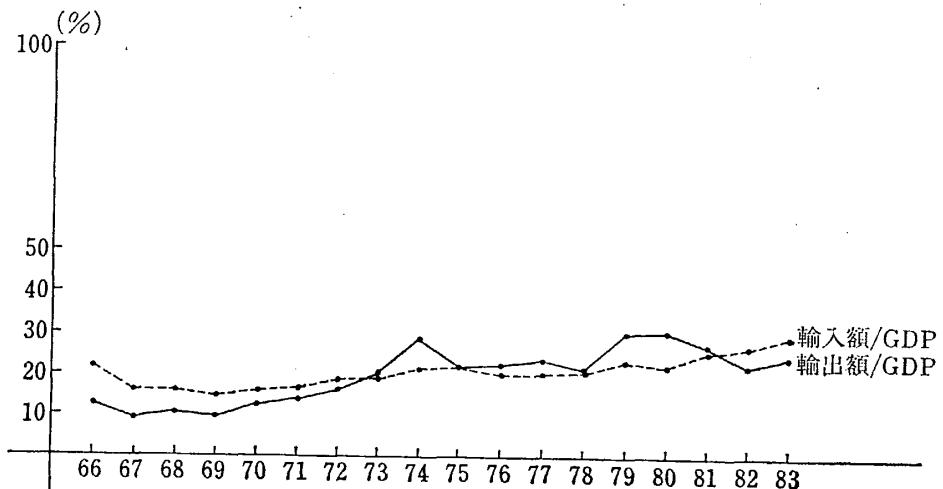
## 2 インドネシアの工業品輸出と輸出促進政策の現状

本節ではまず1970年以降のインドネシアの貿易構造変化と輸出促進政策の状況について大ざみに

---

2) 日本の輸出促進政策に対する整理については山沢（1984）第8章を参照されたい。

第1図 GDPに占める輸出額、輸入額のシェア（名目シェア）



資料：インドネシア中央統計局、*Statistical Yearbook*、各年

整理をおこない、次に工業品の輸出パフォーマンスに与える政策の効果について若干の考察を試みる。

### (1) 貿易構造の変化

第1図は貿易依存度の経年変化を示した図であり、マクロ経済に占める対外取引の規模を確認することができる。同図は名目値の比率で表現されている。<sup>3)</sup> 輸出依存度は60年代後半の10%の水準から70～80年代を通じて上昇し、83年には24.9%に達した。この間鉱物性燃料（原油、天然ガス等SITC 3類）の輸出は70年の4.7億ドルから83年には169億ドルへ36倍の伸びを示し、総輸出に占めるシェアも44%から80%へと拡大した。鉱物性燃料の輸出成長に従って輸出依存度が傾向的に上昇してきたといえよう。この間二度にわたるオイル・ショック時には鉱物性燃料の輸出が急成長し、輸出依存度の系列に二つのピーク（74年と79-80年）を作り出している。一方輸入依存度は60年代末の15%の水準から83年の29.1%までゆるやかに上昇している。とくに80年以降は工業化に伴う資本財輸入の増加が輸入依存度を引き上げる要因となった。

さて貿易構造変化を把握するために、本稿では以下の三つの段階、

#### ① 資源集約別および用途別分類

3) インドネシア貿易（とくに輸出）に占める原油の比重は極めて高く、近年の原油価格の大幅変化のため固定価格による表現では貿易の実態を十分反映するとはいせず、それゆえ名目値を用いた。

4) 資源集約別および用途別分類と SITC 分類との対応は以下の通りである。  
○資源集約別 5 分類

- (SITC : R1)
- (1) 農業資源集約財 : 0, 1, 21, 26, 29, 4, 61, 63
  - (2) 鉱物資源集約財 : 27, 28, 3, 661, 663, 667, 671, 68
  - (3) 未熟練労働集約財 : 65, 664, 666, 735, 81, 85, 893, 895, 899, 951

5)

- ② 製造業部門別分類
- ③ 特定輸出急成長品目

で、貿易される商品を分類整理し、さらに

- ④ 貿易相手先の変化

を観察するという方法で分析をおこなうこととした。即ち①でインドネシアの貿易構造の特徴を大掘みにとらえ、続く②でとくに工業開発や経済成長にとって重要な工業品貿易の構造変化を探り、最後に③で輸出が近年急速に拡大しつつある商品の特徴を明らかにするという具合に、全体像から個別品目へ向うアプローチをおこなった。インドネシア経済は他の東・東南アジア諸国に比べ農業・鉱業部門のウェイトが依然格段に高く、製造業の基盤は脆弱であるため、輸出に占める資源産業の役割を軽視することはできない。それゆえこの方法で貿易構造を観察する必要がある。以下では紙幅の制約から、必要最小限の図表を用いインドネシアの貿易構造上の特性を整理する。

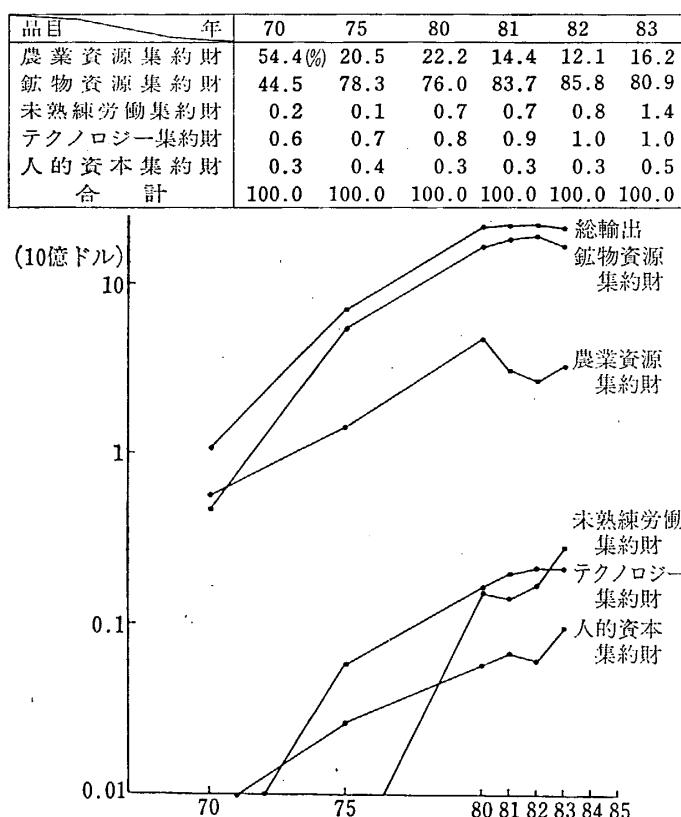
第2図は70年以降の輸出額を示す。図から明らかなようにインドネシア輸出の主力は60年代の農産物、一次産品から70年代には原油・天然ガス等の鉱物性燃料へ移行し、80年代にはいると未熟練労働集約財を中心に工業品輸出が増加し始めてくる。しかしながら70~80年代を通して原材料および原材料加工品（農業資源集約財と鉱物資源集約財）が輸出の95%以上を占め、原材料加工以外の工業製品輸出の割合がきわめて小さい。この点は用途別分類による輸出額の変化（図省略）で見ても同様であり、83年の時点でも全輸出に占める用途別のシェアは消費財（耐久消費財を含む）1.1%，労働集約的中間財4.1%，資本集約的中間財2.7%，資本財0.6%となっている。80年以降中間財輸出の拡大が見られるものの、消費財、中間財、資本財合計で総輸出に占めるシェアは8.5%にすぎず、他のアセアン諸国に比べても小さい。このようにインドネシアは輸出構造を集計的に見る限り、一次産品やエネルギー・鉱產品という国内資源関連の輸出が中心的である。

第1表に示すように、総輸出に対する製造業の輸出シェアは1970年の7.2%から83年の15.5%へとほぼ倍増している。製造業内部での輸出構成はこの13年間に大きく変化し、食品や石油製品のウ

- 
- ↖ (4) テクノロジー集約財：51, 52, 54, 56, 59, 71, 722, 723, 726, 729, 734, 861, 863
  - (5) 人的資本集約財：53, 55, 62, 64, 672, 679, 69, 724, 725, 731, 733, 864, 891, 892, 896, 897
  - 用途別5分類
    - (1) 非耐久消費財：553, 571, 654, 656, 657, 831, 841, 842, 851, 863, 892, 895, 899
    - (2) 耐久消費財：666, 696, 697, 724, 725, 782, 733, 812, 821, 864, 891, 893, 894, 896, 897
    - (3) 労働集約的中間財：611, 612, 613, 631, 632, 633, 651, 652, 653, 655, 662, 663, 664, 665, 667, 691, 692, 693, 694, 698
    - (4) 資本集約的中間財：512, 513, 514, 515, 521, 531, 532, 533, 541, 551, 554, 561, 581, 599, 621, 629, 641, 642, 661, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678, 679, 681, 682, 683, 684, 685, 686, 687, 688, 689, 862
    - (5) 資本財：695, 711, 712, 714, 715, 717, 718, 719, 722, 723, 726, 729, 731, 734, 735, 861
  - 5) Institute of Developing Economics, *International Input-Output Table for ASEAN Countries 1975*, I. D. E. Statistical Data Series No. 39, 1982, の産業分類（56部門）を基礎として、製造業を20部門に統合した。

第2図 輸出額推移（資源集約性による分類）

(構成比%)



資料：アジア経済研究所 AIDXT による

エイトが低下する一方、繊維品、木製品、電気機器の輸出増加が顕著であった。とくに木製品は70年代末から80年初めにかけての原木の輸出規制と合板振興政策により合板の輸出が急成長をつづけ、電気機器の部門では半導体分野の伸びが著しい。しかしながら1983年の時点で輸出額1,000万ドル以上の商品は製造業部門では肥料、セメント、紙、化学品、製材、合板、繊維糸、繊維織物、衣服、半導体、宝飾品、音響テープ類、等ごく少数の品目である。このうち木材関係と繊維関係の輸出動向は第3、第4図に示されている。丸太は70年代末までは重要な輸出品目であったが、原木の輸出税引上げ、木材加工義務等の原木輸出規制により、製材や合板という高加工度の品目に木材輸出の中心が移行した。とくに合板輸出は北米、ヨーロッパ等の旧市場だけでなく日本、東アジア、オーストラリア等の新市場開拓を目的として、1985年9月よりインドネシア合板協会(APK-INDO)<sup>6)</sup>が輸出奨励金制度を導入した。その結果1985年の合板輸出額は8億2,500万ドルと前年比23.5%の急成長をとげ、日本をはじめとする新市場で合板摩擦が深刻化しつつある。繊維品に関しては、衣服と人造繊維織物が70~80年代にかけて急成長をとげ、全体的にも83年以降順調に輸出拡大がおこなわれてきた。しかし第一次オイルショック後(75~77年)および第二次オイルショック

6) 日本経済新聞、1986年4月18日、5月8日。

第1表 製造業部門別の輸出シェア推移

	1970	75	80	81	82	83	(%)
総輸出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
全製造業輸出／総輸出	7.2	9.0	10.1	11.8	9.6	15.5	
全製造業輸出 (部門)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
食品(除く飲料・タバコ)	18.4	13.9	9.7	8.7	11.4	7.8	
飲料・タバコ	1.2	2.1	0.1	0.1	0.2	0.3	
織維	2.2	0.1	1.4	1.1	1.6	3.1	
衣服	0.0	0.4	4.2	3.7	5.5	4.9	
皮革・履物	0.8	0.4	0.8	1.3	0.9	0.7	
木材・木製品	0.1	0.2	3.2	7.7	15.1	22.9	
紙・パルプ・印刷	0.0	1.4	0.2	0.0	0.1	0.2	
化学	7.1	3.8	3.5	2.5	2.9	3.9	
石油製品	50.2	57.1	49.9	46.4	29.8	29.1	
ゴム・プラスティック	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
非金属鉱物	0.0	0.1	1.3	1.0	0.9	0.6	
鉄鋼	—	0.1	0.8	0.6	0.5	0.2	
非鉄金属	10.7	13.1	17.9	16.9	18.2	13.5	
その他金属	0.6	0.5	0.2	1.1	0.9	0.0	
産業機械	4.7	2.3	0.2	0.6	0.8	0.3	
電気機器	—	2.0	4.1	2.9	5.5	3.7	
自動車・オートバイ等	—	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	
その他輸送、機械	—	0.6	0.2	2.3	2.0	0.0	
精密機器	—	1.2	0.2	0.2	0.1	0.1	
その他製造業	4.0	0.7	1.9	2.9	3.6	8.7	

資料：第2図に同じ。

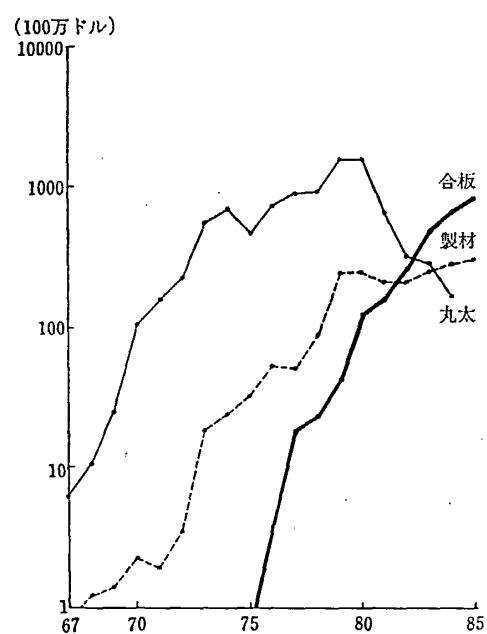
後(81—82年)の世界不況期で世界需要が低迷する時期に二度の輸出不振を経験した。これはインドネシアの織維産業が未だそれほど強い国際競争力を持ちえていないことの証左といえよう。

輸入構造について少しふれておく。総輸入に占める製造業の輸入シェアは70年以降おおむね85%<sup>7)</sup>前後であり、1983年の主な輸入品は製造業部門では化学品、石油製品、鉄鋼、産業機械、電気機械、輸送機械等、資本財および資本集約的中間財が中心である。一方消費財や労働集約的中間財については国産化政策のため輸入制限措置が多くの品目でおこなわれている。

貿易の地域別構成は第2表に示される。インドネシアの主な輸出先は日本、アメリカ、シンガポールであり、三か国合計で75年以降総輸出の80%弱を占める。一方70年頃まで6~7%のシェアを有していた旧宗主国オランダや西ドイツはインドネシアの輸出拡大に伴って漸次その比重を低下さ

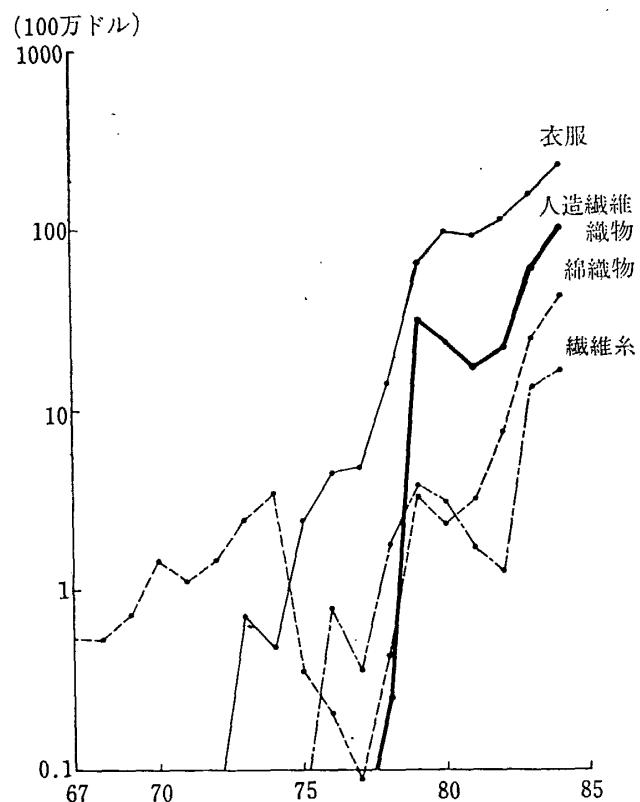
7) インドネシアでは低質の原油を国内消費用に輸入し、良質の国産原油を輸出にふりむけている。さらに、シンガポールでインドネシア産原油の委託精製をおこなっていることから石油製品(主に重油)の輸入シェアが高い。

第3図 木製品の輸出動向



資料：第1図に同じ

第4図 繊維品の輸出動向



資料：第1図に同じ

第2表 インドネシアの輸出入地域別構成

項目	年次	輸出額 (100万ドル)	国別構成比(%)					
			日本	アメリカ	EC <sup>1)</sup>	東アジア 3か国 <sup>2)</sup>	アセアン	(内シンガ ポール)
総輸出	70	1,055	33	14	16	1	26	15
	75	7,103	44	26	5	1	10	8
	80	21,909	49	19	6	2	12	11
	83	21,145	45	20	4	2	16	14
原材料輸出	70	671	19	12	22	2	36	23
	75	1,517	27	10	19	7	20	16
	80	4,973	29	13	19	6	16	15
	83	2,673	23	21	19	4	14	13
製造業輸出	70	76	41	1	28	3	16	15
	75	642	52	14	18	1	10	8
	80	2,380	52	8	12	3	16	15
	83	3,277	35	15	11	4	25	22
鉱物性燃料輸出	70	308	61	19	0	0	8	0
	75	4,943	47	32	0	0	7	6
	80	14,556	55	23	0	0	10	9
	83	15,195	52	20	0	1	14	13
製造業輸入	70	792	32	15	24	3	7	5
	75	4,052	36	14	22	1	8	7
	80	8,254	39	12	17	2	11	10
	83	14,010	26	15	15	2	26	24

注 1) EC10か国：西ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、イギリス、アイルランド、デンマーク、ギリシア

2) 韓国、台湾、香港の3か国

資料：第2図に同じ

せており、80年以降は両国とも1%ずつのシェアに至る。EC全体でも70年の16%から75年以降は5%内外にとどまっている。総輸出の地域別構成は、その75%以上を占める鉱物性燃料輸出の地域別構成に大きく影響されるが、製造業輸出だけで見ても大体総輸出と同じ地域構成を示す。80年以降インドネシアの輸出成長が停滞する中で製造業部門だけが24億ドル（80年）から33億ドル（83年）へと名目で年平均11%の成長を実現させているが、とくにアセアン向け（80年、83年：4億ドル、8.4億ドル）および東アジア向け（同：0.9億ドル、1.3億ドル）の輸出拡大が大きい。アセアン向けの製造業輸出のうち90%前後はシンガポール向けであり、自由貿易港シンガポールを経由して製造業の輸出拡大がはかられている。

また輸入の地域別構成では、インドネシアの総輸入のうち70年代はおおむね日本30%，EC20%，アメリカ15%で推移してきたが、80年以降シンガポールのシェアが高まり、83年では21%と日本（23%）に次いで第2位の位置を占める。総輸入の80%前後を占める製造業輸入の地域別構成を

第2表に示すが、83年の時点で日本26%，アメリカおよびE.C 15%，シンガポール24%である。しかししながら先進国からの輸入は大半が資本集約的中間財や資本財であるのに対し、シンガポールからの輸入は主に原油の委託精製によるものであり、近年とくにその増加が著しい。

### 8) (2) 輸出促進政策の現状

インドネシアでは原油輸出という外貨獲得手段の存在が輸出振興策の必要性を減じさせ、東アジアおよび他のアセアン諸国に比べると輸入代替中心の工業化政策がおしそうめられてきた。輸出促進政策の萌芽が見られるのは主に第1次石油危機以降からである。60年代末にやっと産業政策の基本たる国内、外国投資法が整備されたこと、および他のアセアン諸国に比べ約10年遅れて輸出奨励法が制定されたことなどから見ても、輸出環境の整備はきわめてゆるやかなものであった。ここでは70年以降のインドネシアの輸出振興策の歩みをみるために、産業政策および貿易政策（輸出入政策、為替政策）を中心に整理をおこなう。

輸出振興の役割を担う産業政策としてはインドネシアの場合、外国投資法、国内投資法、および両法に基づいて毎年公表される投資優先分野リスト、の三者をあげることができる。67年の外国投資法の制定以降、外資導入は投資源泉の変化と輸入代替の進展に応じて制限と緩和がくりかえされてきたといえよう。スカルノ政権の時代には経済的自立を目的として外国投資が全面禁止の状態におかれていたが、スハルト体制の成立以後経済的混乱が沈静化するとともに、67年に外国投資法、翌年には国内投資法がそれぞれ制定され外資の積極的導入がなされた。しかし外資の投下された分野が主に資源開発部門に偏って集中していたことから、70年には国内産業育成の立場から外国投資法が改正され製造業部門への外資導入が優先される。74年になると外資活動規制強化策として、外資進出禁止分野の拡大やインドネシア人雇用の義務化など制限的傾向が強まる。外国投資・国内投資双方の投資優先分野、優遇措置、優遇措置を受けるための条件等を規定した「投資優先分野リスト」は77年に初めて発表され、以後毎年改正されている。同リストの発表により外資導入は政府の開発政策にそっていっそう管理が強化される状況となる。60年代末の外資の導入促進、70年代の外資導入の管理強化のうち、70年代末より外国投資法による企業への銀行貸出金利の引下げ（78年）、雇用創出あるいは外貨獲得企業に対する法人税・利子配当税の減税（81年）、投資認可基準の簡素化（81年）等、部分的ながらも制限緩和の動きが見られるようになる。しかし84年の新所得税法の施

8) 第2節(2)は以下の共同論文を基礎としている、

長田 博、小野田欣也「インドネシアの輸出と輸出促進政策」（未刊）。

また、インドネシアの産業・貿易政策の変遷については以下の文献を参照した、

Bank Indonesia, *Annual Report*, 1966/67~83/84, アジア経済研究所『アジア動向年報』1969~85,

三和銀行経営センター「海外投資ガイドシリーズ：インドネシア」、

東 博暉「アセアン中進国の輸出振興政策(上)」、『ジェトロセンサー』、1985年11月号。

行による税率低下を理由に、法人税・配当税の免除、投資控除等の優遇措置を廃止したことで外資導入の激減をひきおこし、85年以降外資政策は本格的に制限緩和の方向へ動き出す。86年5月の包括経済政策では、輸出企業におけるインドネシア資本化の緩和、投資優先業種の分野拡大、外資系企業の優遇措置拡大などの措置がとられた。また製品の85%以上を輸出する全業種が外国投資に開放された。

インドネシアの貿易政策は70年の包括政策を第一次とする数次の包括政策により段階的に輸出環境の整備をおこなってきた。ここでは包括政策に焦点をあてインドネシアの貿易政策の変遷を見ることとする。

70年4月の包括貿易政策の発表により、インドネシアは60年代の強力な管理貿易体制から通常の貿易制度へ移行する。即ちそれまでの貿易システムは輸出と輸入、品目グループごとに、外貨の使用制限と為替レートを差別化するという複数外為制度によって運営されていた。70年の段階でも製造業部門の輸出は合計で7,600万ドルにすぎず、一方で一次産品輸出に輸出税が賦課され重要な政府収入源となっていたという状況であり、積極的な輸出促進効果を有する政策はほとんど存在していなかった。<sup>9)</sup>

70年の包括政策では、<sup>10)</sup> 輸出分類の廃止、獲得外貨の全額中央銀行への売却、10%のADOと5%の輸出税の一率10%輸出税への統合、<sup>11)</sup> 輸出入手続の簡素化、実質的な単一為替レート制度への移行、<sup>12)</sup> 等がおこなわれた。

76年までの貿易政策は、輸出税無税品目の拡大やCESS率の変更、国内需給調整のための輸出禁止、自動車国産化政策のための完成車輸入禁止等、部分的限定的範囲の変更に終止する。なお為替レートは71年に1ドル378ルピアから415ルピアに切り下げられた。<sup>13)</sup>

76年4月以降現在まで4次にわたる包括政策の基本目的は「非石油製品の輸出振興」であり、この後のインドネシアの貿易政策は輸出促進的な傾向を強める。即ち74年4月の包括政策発表では輸出税率の引下げ、CESS、地方復興税および輸出取引印紙税の廃止、輸出金融における金利および手形割引率の引下げ等、主に金融面税制面において輸出抑制効果を持つ諸規制の自由化がなしつづけられた。さらに貿易センターの海外設置、輸出加工区の計画、輸出書類の簡素化、品質規準の設定等、制度および輸出環境の整備がなされた。

輸出規制の自由化の動きは78年11月の包括政策においていっそう強化される。包括政策の主な柱

9) 主に輸出税の引下げなど輸出規制の緩和が中心であった。

10) 輸出商品をいくつかのグループに分類し、そのグループに応じてADO、輸出税の税率を差別化させる。

11) 自動割当外貨。輸出企業の所在する地方政府へ地方税として外貨が割り当てられる。

12) 外国為替は一般外貨レートと援助外貨レートの二本立てとなったが、同年12月9日より援助外貨レートは一般外貨レートに組み入れられ一本化された。70年では1ドル=378ルピア前後である。

13) 69年3月創設された一種の輸出課徴金。従量税でその税収は生産効率化やマーケティングの源資とされた。

は輸出証明書交付制度と呼ばれる一種の関税払い戻し制度の導入であった。同制度は輸出用生産に使用される輸入原材料に賦課された関税、輸入売上げ税を払い戻すこと目的としており、交付された輸出証明書の額面は輸出チェック価格×輸出量×一定率で計算され、税支払いに利用するかあるいは税務署で換金できた。この簡易計算法が、85年には輸出補助金の疑いありとして米国から批判をうけることになる。その他に、国内消費向け生産用の輸入原材料の関税および輸入売上げ税が50%免税とされた。

この後80年代初めにかけて輸出税の引下げや輸出証明書交付対象品目の拡大が実施された。<sup>14)</sup> 82年1月の包括政策では一層の非石油製品輸出振興を目指して、輸出信用金利の引下げ、倉庫・港湾使用料引下げ、輸出保険制度の創設、中央銀行への外貨集中業務の廃止、輸出入支払方法の自由化等が実施されたが、最も注目すべきは「カウンター・ペーチェス制度」の導入であった。同制度はインドネシア政府発注の5億ルピア以上の開発プロジェクトを受注した外国の輸出業者に同額のインドネシア産品の購入を義務付けたものであり、海外からの批判的的となつた。しかしながら制度の厳格な運用はかえって開発プロジェクトの受注を減少させることにもなりかねないことから、85年には実質的に適用が停止された。

85年に入ると世界経済の低迷と原油価格下落により、インドネシア経済のマクロ・パフォーマンスは大幅に悪化したことから、「非石油製品の輸出振興」、「ハイコスト・エコノミーの克服」がますます重要な課題となつた。後者については85年4月の関税大幅引下げにより、また前者については86年5月の包括政策発表により、それぞれ一応の政策的対応がなされた。今回の包括政策では、製品の85%以上を輸出する企業に対する国産品使用義務の免除、輸出証明書交付制度の廃止と関税払い戻し制度への移行、保税地域の設置等となっているが、依然輸出規制の自由化が中心で積極的な輸出促進効果を有するものは少ない。

なお、為替レートについては、70年の単一為替レート移行後、ドル・リンク制をとり続けてきた。この間71年8月には1ドル378ルピアから415ルピアへ8.9%切り下げられたが、その後78年11月までこのレートが維持された。78年11月に1ドル625ルピアへ33.6%の切り下げられると同時に、為替制度は通貨バスケットにリンクしたマネージド・フロート制へ移行した。これ以後83年3月に27.6%、86年9月に45%のそれぞれ大幅な切り下げがおこなわれた。インドネシアの場合通貨切り下げは輸出競争力の強化、国際収支の改善、外資導入の促進に加えて、ルピア建て原油輸出額と援助額の増加による政府歳入（石油会社税、開発プロジェクト援助）の増大という利益をもたらす。包括政策が主に輸出規制の自由化を中心にするに至ってきたことから、ルピア切り下げによる輸出促進効果は高いと考えられるが、国内のインフレーション進行の速さを考慮に入れるとむしろ実質為替レート維持としての役割が高かったといえよう。

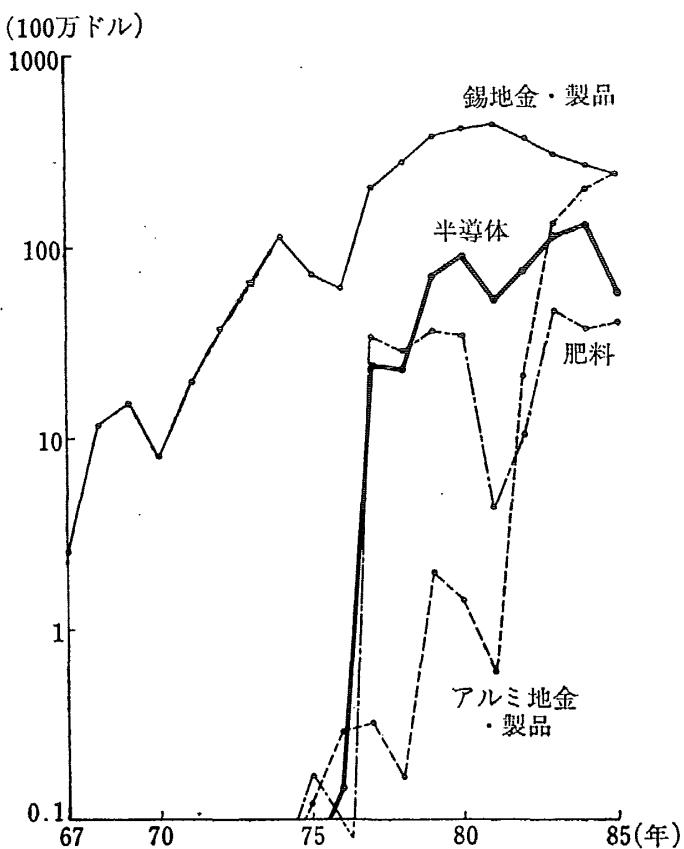
14) 78年29品目、79年55品目、80年384品目。

## (3) 工業品輸出における輸出促進政策の位置づけ

インドネシアの工業品輸出は本節(1)で見てきたように、83年の水準でも総輸出の16%弱、33億ドルにすぎない。工業品のうち主な輸出商品（輸出額1,000万ドル以上）はセメント、紙、化学品、肥料、製材、合板、繊維糸、繊維織物、衣服、半導体、宝飾品、音響テープ等、ごく限られた品目である。セメント、紙、化学品、肥料は近年最新プラントの導入によって確立した産業である。80年代以降の輸出の急成長は、輸入代替の進展による輸出化のメカニズムが働いたというよりはむしろ、国内需要の低迷と過剰供給能力のギャップによって生じた輸出ドライブが原因であると考えられる。事実国際競争力はあまり強いとはいえず、低い稼動率の状態が続いている。輸出額1億ドル以上を超える工業品は、合板、製材、衣服、繊維、錫地金・製品、アルミ地金・製品、半導体であり、いずれも開発途上国における輸出化の三形態を代表する品目である。即ち合板、製材、錫、アルミは一次產品加工型、衣服、繊維は雁行形態（輸入代替から輸出化）型、半導体は国際委託加工型である。

一次產品加工型の輸出では既に国際競争力のある一次產品に、付加価値の向上をめざして未加工品輸出を規則し加工品輸出を促進させるように政策を発動する。輸出促進政策としては外国投資

第5図 工業品の輸出動向



資料：第1図と同じ

法、国内投資法による優遇措置や低利の輸出信用供与、為替レート政策等に加えて、加工度に応じて輸出規制措置を差別的に適用するという手段が取られる。例えば木材関係のケースでは、加工木材の輸出税引下げと丸太の輸出税引上げ（78年1月）、加工義務強化（79年4月）、丸太の輸出制限<sup>15)</sup>（81年5月、82年2月）、丸太輸出全面禁止（85年1月）、合板の輸出奨励金制度（85年9月）、等となっており、この結果、第3図に見られるように丸太輸出は80年をピークに減少し対照的に合板輸出の伸びが著しい。

一方、雁行形態型の産業に関する輸出促進政策では、完成品に対する輸入規制と輸入原材料の輸入促進（関税引下げ）、輸出証明書の交付が特徴である。輸出証明書交付制度については本節の(2)で述べたように一種の関税払い戻し制度であるが、インドネシアの場合輸出補助金的な役割を担っていたため輸出促進に寄与したものと考えられる。製品輸入関税の引上げや輸入数量制限の実施により国産化はある程度進行するが、その後いわゆる「ハイコスト・エコノミー」を克服し国際競争力を有するようになるまでが容易ではない。インドネシアでは84年に大幅な関税引下げがおこなわれたが、よりいっそうの輸入自由化が必要であろう。雁行形態型のケースとしては衣服および繊維業が事例としてあげられる。

国際委託加工型のケースでは部品輸入における関税引下げや輸出証明書の交付に加えて、外資導入政策が重要なポイントとなる。インドネシアの外資優遇措置は他のアセアン諸国に比べ元来少なく、さらに84年の優遇措置撤廃により外国資本の大量撤退をひきおこした。こうした投資環境の悪化はたとえ短期的に環境が改善されたとしても、外資サイドの世界戦略の変更をひきおこさせ、設備投資の減少などから委託加工型産業の国際競争力を著しく減じさせる。半導体産業の場合77年以降急成長してきたが、85年以降輸出が激減し、今日の厳しい国際環境下では回復の可能性はほとんどない。委託加工型産業における輸出促進政策では外資政策および投資環境の整備が重要なポイントになろう。

### 3 輸出促進政策の評価

本節では輸出促進政策が工業品輸出にどのようなインパクトを与えていたのか、その政策効果を把握するための方法について考察する。

輸出指向工業化政策は輸入代替政策によって課されていた各種の制限を自由化するという「市場自由化」と、自由化の範囲を越えてさらに積極的に輸出振興をはかる政策の両者を総称するものと

15) 「インドネシア合板協会が合板を輸出したメーカーから一率1立方メートルあたり5米ドルを徴収してプールする。これを原資に日本、韓国、台湾といった同国生産のシェアが低い地域に輸出したメーカーにより多く支給する仕組み。」（日本経済新聞、86年4月18日）

<sup>16)</sup> して一般的に受取られている。しかしながら工業品輸出へのインパクトを市場自由化と純粹な輸出促進政策とにわけて確認することは困難であるため、両者の影響をまとめて輸出促進政策による輸出拡大の効果としてとらえざるを得ない。

さて、輸入代替政策も輸出促進政策も利用される政策手段は基本的に同じものであり、その政策手段を全体として国内産業保護へ、自由化あるいは輸出振興へ、いずれの方向に動かすのかによって政策の違いが生じる。輸入代替政策では関税、輸入数量制限等の輸入規制により国内市場を保護するとともに、為替レートを割高に設定することにより資本集約的な中間財・資本財の輸入を促進させ、戦略的に決定された特定の輸入代替産業の拡大をはかるために金融・税制上の優遇措置や外資の積極的導入をおこなう。これに対し輸出促進政策では輸入代替化に用いられた各種の政策手段を逆の方向に向わせること、即ち輸入自由化、為替レートの過小評価、輸出振興を必要とする産業への国内投資・外国投資に金融・税制上の優遇供与、輸出制限的な諸制度（輸出税、輸出課徴金）の撤廃である。言い換えると二つの政策の相違は貿易政策（輸出、輸入、為替レート）の方向と、産業政策（金融、財政、外資）の対象となる産業の違い、として見ることができる。輸出促進政策の効果を把握するためには、為替レート、輸出税、輸入関税、輸出優遇金利・税制、外資優遇措置、輸出環境の整備、という政策手段が輸出額の拡大にどの程度役立つのであるかを確認すればよい。

輸出促進政策では各種の優遇措置の多くは、輸入代替政策下での輸出財に対する差別（輸出税、輸入投入財の関税等）撤廃の範囲を越えて、輸出補助金効果を持つに至る場合が多い。開発途上国の輸出補助金については先進国とのケースとは異り、<sup>17)</sup> 二次製品の輸出についても経済開発上の目的から使用する場合に限り許されることが、東京ラウンドで合意されている。しかしながらインドネシアの輸出証明書交付制度において見られたように、先進国との間に貿易摩擦をひきおこす可能性もある。

さて輸出促進政策の工業品輸出に与えるインパクトを評価するにあたり、①政策手段のリストアップ、②政策変更のインパクトの有無、③政策手段の数量化、④工業品輸出に与える効果の推定、の4点での整理が必要である。輸出促進政策の対象となる政策手段は既に見てきたように大別して産業政策と貿易政策の二者であり、輸出産業全体に影響をおよぼす。さらに例えばインドネシアにおける合板の輸出振興策に見られるように、特定産業のみを対象とする手段も含まれる。インドネシアのケースは第2節の(2)に整理されている。

次に政策変更のインパクトの有無についてであるが、これは輸出促進政策の輸出パフォーマンス

16) 輸入代替工業化政策および輸出指向工業化政策の政策手段の相違については、桜井（1984）および渡辺（1986）を参照されたい。

17) 「補助金・相殺措置協定」第14条（高野雄一、小原喜雄編『国際経済条約集』、有斐閣、1983年）。なお同様に輸出促進効果を持つダンピングについても、開発途上国に対しては特別の配慮が必要であることを東京ラウンドで合意されている（「ダンピング防止協定」第13条）。

に与える効果を推定するにあたり、先ず政策の導入が工業品輸出の拡大にプラスに作用したかどうかを確認しておくことである。通常各種の政策がさまざまな年次に導入されてきたわけであるから、個々の政策ごとにインパクトの有無を確認することは困難である。むしろ各国の経済政策が輸出振興へ大きく転換した時点を把握し、輸出へのインパクトの有無を確認することで十分であろう。転換時点としては包括的な輸出促進政策が導入された年次をとるのがふさわしい。例えばインドネシアでは数回にわたり包括政策が実施されているが、輸出証明書交付制度という実質的に補助金効果を持つ重要な政策が導入された点および為替制度のマネージド・フロートへの移行、為替大幅切り下げの実施を考慮して78年を政策転換時とする。インパクトの有無を確認するためには Donges and Riedel (1977) や中丸 (1984) の手法に従い、以下のトレンド関数を推計するのが便利である。

$$\ln(E_t/P_t) = a + bt + cD_1 + d(D_1 \cdot t) + e_t \quad \dots(1)$$

$E_t$ :  $t$  年における工業品名目輸出額,  $P_t$ :  $t$  年における工業品輸出価格指数,  $t$ : 年,  $D_1$ : 政策変更ダミー (0: 変更前, 1: 変更後),  $e_t$ : 誤差項

(1)式において  $a, b$  は政策変更前の切片および傾きを示し、 $c, d$  は政策変更後の切片および傾きの変化分を示す。即ち  $b$  は政策変更前の年平均輸出増加率、 $b+d$  は政策変更後の年平均輸出増加率と対応している。従って  $d$  が統計的に有意な正の値をとるならば、輸出促進政策の実施により工業品輸出にプラスの影響が生じたことを確認できる。<sup>18)</sup>

政策手段の数量化の方法としては、以下の手法が考えられる。輸出促進政策は第1に生産コストの引下げ、第2に輸出価格補助、第3に輸出環境整備、の三グループに分類することが可能である。このうち第1と第2のグループの政策は、輸出産業の割高な輸出価格を国際水準に近づけ国際競争力を持たせることによって輸出促進をはかるとする目的を持つから、輸出補助金に等価することができる。即ちすべての輸出促進的優遇措置について、その措置がおこなわれたことによって軽減された費用を求めこれを輸出額で割ることにより、輸出1単位あたりの補助率を推定することである。いま優遇措置による生産・輸出費用軽減分を  $S$ 、輸出税・輸出諸税、投入財の輸入関税・輸入諸税負担分を  $T$  とおけば、実質的な輸出補助額 ( $I$ ) は以下で表わされる。

$$I = S - T \quad \dots(2)$$

(2)式を輸出額 ( $X$ ) で割り輸出1単位あたりの輸出補助率 ( $i$ ) は、

$$i = s - t \quad \text{ただし, } s = \frac{S}{X}, \quad t = \frac{T}{X} \quad \dots(3)$$

である。輸出補助率では輸出促進政策による優遇措置だけでなく、輸入制限による費用負担率 ( $t$ )

18) Donges and Riedel (1977) では1950~73年の工業品輸出額のデータを使い、開発途上国12か国について(1)式の推計をおこない、ブラジル、インド、メキシコ、パキスタン、韓国、スペイン、台湾、トルコの8か国について輸出促進政策と工業品輸出との間に統計的に有意な正の関係を確認している。中丸(1984)でも同様の関係をタイについて確認している。

も含まれており、 $t$  の値が低下することによっても補助率は高まる。関税払い戻し制度では関税負担部分が  $t$  に、払い戻し部分が  $s$  によってそれぞれ示されるから、中立的な場合は  $4s - 4t = 0$ 、実質的な補助金効果を有する場合は  $4s - 4t > 0$  となる。個々の優遇措置の計測については、例えば輸出優遇税制の場合法人税減免額や所得控除部分の減免額を求ることにより、また優遇金利の場合は優遇金利と市中金利の差から資本費用節約分を求ることにより、それぞれ推定できる。しかしながら開発途上国全般について、<sup>19)</sup> 以上のような輸出インセンティブを計測した事例はデータの制約もあり極めて少ない。

為替政策については、輸出促進政策の前述した分類によれば、輸出価格補助の範疇に含まれる政策であり、為替レート調整あるいは変更により国内と輸出との相対価格変化を通じて輸出供給に影響をおよぼす。通常邦貨建て為替相場の切り下げは国内価格に対する輸出価格の上昇をもたらし輸出供給を促進させるが、自国と外国との物価上昇率の差や貿易相手国側の為替レート調整によっても輸出促進の効果は異なる。それゆえ、為替政策の効果を見るためには、内外の物価上昇率および貿易額のウェイトで名目為替レートを調整した実質実効為替レートを用いるのが望ましい。実質実効為替レート ( $PER_i$ ) は以下の式で表わすことができる。

$$PER_i = \sum_{j \neq i} r_{ij} \frac{P_j}{P_i} w_{ij} \quad \sum_j w_{ij} = 1 \quad \dots\dots(4)$$

$PER_i$  :  $i$  国(自国)の実質実効為替レート、 $r_{ij}$  : 基準年次を 100 とする  $j$  国通貨 1 単位あたりの  $i$  国通貨指数、 $P_i$  : 基準年次を 100 とする  $i$  国の卸売物価指数、 $P_j$  : 基準年次を 100 とする  $j$  国の卸売物価指数、 $w_{ij}$  : 基準年次の輸出相手国別の貿易シェア。

基準年次は国際収支が最も均衡状態に近い年次を選ぶ。為替レートが長期にわたり切り下げを続ける場合でも、国内物価上昇のテンポが早い場合には輸出価格上昇による輸出供給の拡大が期待できないこともありうる。基準年次よりも実質実効為替レートの値が上昇していれば、自国通貨は外貨に対して過小評価となり為替政策は輸出促進的に働く。逆の場合には過大評価となり輸出抑制的に働く。

輸出環境整備をおこなう政策、具体的に言えば貿易センターの設置や商社育成、輸出情報の提供等の数量化は困難であるとともに、それがはたして本当に輸出振興に役立つものであるのかも疑いのケースがある。新たな輸出振興機関の設置が掛け声だけに終る場合も多い。輸出環境整備による輸出拡大のインパクトはその有無だけを確認することとして、政策転換時点の中に含めて分析すれば十分である。これは推計作業ではダミーによる処理となる。

政策手段の数量化がなされたのち、次の作業は数量化された指標を用いて工業品輸出に与える効果を推定することである。この点、特定化された輸出供給関数、あるいはそれと輸出需要関数を用

19) 韓国のケースでは Jung and Lee (1986) に、タイのケースでは中丸 (1984) に、それぞれ輸出インセンティブに関するデータが明示されている。

いての推計、誘導形による推計等、過去さまざまな手法が開発途上国の工業品輸出を対象としてお  
こなわれている。<sup>20)</sup>

過去の推計例から明らかなように開発途上国の輸出関数の計測では、通常の輸出関数の特定化に比べて2つの明確な差異が存在する。第1点は為替レートの取り扱いである。開発途上国の輸出（とくに工業品輸出）は工業化戦略に取り込まれているため、先進国との比較ではるかに政策的に操作される度合が多い。それ故為替レートの推計モデルへの導入にあたり、為替の過大あるいは過小評価と輸出の関係を見るために実質為替レートあるいは実質実効為替レートの形でおこなわれる特徴がある。例えば Donges (1972) では実質レートを、Yang (1978), 中丸 (1984) では実質実効為替レートが用いられている。もう一つの為替レートの輸出関数への組み込みは、名目為替レートに輸出1ドルあたりの現地通貨建て輸出補助額（補助金）を加えた実効為替レート（この場合の「実効」は貿易相手国の加重平均ではなく、「輸出補助金分を加えた」という意味である）を利用する方法である。言うまでもなく輸出補助金の政策効果を見るためである。この例としては、Donges and Riedel (1977), Jung and Lee (1986) があげられる。

第2点はいわゆるデマンド・プレッシャーの導入であり、稼動率の短期変化がその指標に採用される。開発途上国は国内市場規模が小さいため、稼動率が低い状態の時には輸出ドライブがかかりやすい。一方稼動率がその上限に近い状態のときには国内需要の変化に対応して生産活動を続けるだけで十分収益を得ることが可能なため、あえて輸出拡大を試みようとはしない。この指標は開発途上国の輸出を対象とする推計モデルでは一般的によく利用され、GDPあるいは生産指数等を用いて、現実の値／トレンドの値、の形をとる。

さて以上の諸変数や輸出促進政策の指標を考慮に入れて、輸出関数を以下のように定式化する。

(輸出供給)

$$(E_s/P_x) = f(i, P_x/P_d, \text{PER}, \text{CU}, D_1, D_2) \quad \dots\dots(5)$$

(輸出需要)

$$(E_d/P_w) = f(P_x/P_w, Y_w, D_2) \quad \dots\dots(6)$$

$E_s(E_d)$ ：ドル建て名目輸出額、 $i$ ：輸出補助率（(3)式参照）、 $P_x$ ：輸出価格、 $P_d$ ：国内価格、  
PER：実質実効為替レート（(4)式参照）、CU：稼動率、 $P_w$ ：外国価格（貿易相手国の市場価格の貿易額加重平均）、 $Y_w$ ：外国所得（貿易相手国のGDPの貿易額加重平均）、 $D_1$ ：政策変更ダミー、 $D_2$ ：オイル・ショック・ダミー

推計モデルは輸出供給および輸出需要の双方を定式化し、輸出数量と輸出価格の誘導形を求めて輸出促進政策の効果を測定する。(5)式において輸出促進政策を表わす変数は  $i$ 、PER、 $D_1$  であり、

20) 輸出供給関数による推計例としては Donges (1972), Yang (1978), Yang (1981), 輸出供給および輸出需要の両関数を用いた例では、Donges and Reidel (1977), Jung & Lee (1986), 誘導形の例では中丸 (1984), Bond (1985) を参照されたい。

それぞれ輸出補助金の効果、為替レート効果、輸出環境整備の効果に対応している。 $P_x/P_d$  の相対価格を推計モデルの中にふくめるのは、輸出生産が輸出供給と国内供給の収益率の関係に依存しておこなわれると考えるからであり、それゆえ政策効果の変数としての PER とは別に取り扱う必要があるからである。

#### 4 若干の計測例

本節ではインドネシアにおける輸出促進政策を事例として、政策変更によるインパクトの有無、およびその効果を確認する。本稿は予備的考察を目的としているため、インドネシアだけを事例とする。工業品輸出と輸出促進政策の関係を把握するために、前節(1)式および(5)式の推計をおこなう。

$E_t(E_s, E_d)$ ,  $P_x(P_t)$ ,  $P_d$ , CU のデータは、インドネシア 中央統計局 *Statistical Yearbook* より求め、 $E_t$  はドルベース工業品名目輸出額、 $P_x$  は邦貨建て輸出物価（除く原油）指数、 $P_d$  は邦貨建て卸売物価（除く原油）指数、CU は製造業部門（付加価値）生産指数の実際値／トレンド値、をそれぞれ用いた。 $P_x$  および  $P_d$  は為替レートを用いてドル建てになおして利用した。ER（名目為替レート）は IMF-IFS の年平均を用いた。PER, EER（名目実効為替レート）はアジア経済研究所の測定値を利用した。<sup>21)</sup>

政策変更による工業品輸出の変化は以下のとおりである。

$$\ln E_t = -13.743 + 0.168 t - 10.186 D_1 + 0.131 D_1 \cdot t \\ (-5.129^{**}) (4.637^{**}) (-2.564^*) (2.550^*)$$

$$D.W.=2.325 \quad \bar{R}^2=0.961 \quad SE=0.192$$

ここでかっこ内は  $t$  値、\*, \*\* はそれぞれ 95%, 99% の水準で統計的に有意であることを示す。 $D_1 \cdot t$  の係数は統計的に有意であり、インドネシアが 78 年に輸出振興へ政策変更したことが工業品輸出にプラスの影響を与えたことを示している。 $t$  のパラメーターは 0.168 で政策変更後は 0.131 増加するわけだからこれを工業品輸出の年平均増加率になおすと、政策変更前は 18.3%，変更後は 32.3 % となる。輸出促進政策の導入で、インドネシアの工業品輸出は実に 14% もの年平均増加率の大幅上昇を示した。しかしながらインドネシアではもともと工業品輸出の水準が極めて小さく、70 年代後半以降急速に拡大しつつあるわけであり、これを単純に輸出促進政策の効果であるとはいきれない。さらに、いかなる政策手段がどの程度工業品輸出の拡大に寄与したのかを把握しなければ、輸出振興の役割やそのメカニズムは解明されない。

輸出促進政策の工業品輸出に与える効果の測定は、現在までに収集されたデータを用いて(5)式で

21) PER については本文(4)式、EER については、 $EER_i = \sum_{j \neq i} r_{ij} w_{ij}$ ,  $\sum_{j \neq i} w_{ij} = 1$ , で計測。基準年次は 1980 年である。アジア経済研究所「輸出先導型開発戦略と世界不況」研究会のスタッフによって作業がおこなわれた。

第3表 輸出供給関数の推計結果

推計式番号	定数項	(PX/PD) <sub>-1</sub>	PER <sub>-1</sub>	EER <sub>-1</sub>	ER <sub>-1</sub>	C U	DM <sub>1</sub>	DM <sub>2</sub>	$\bar{R}^2$ (S.E.)	D.W.
(1)	-3.541 (-1.785*)	1.599 (1.306)	-0.561 (-0.689)			-4.060 (-1.228)	1.295 (3.621**)	-0.444 (-1.117)	0.696 (0.502)	2.558
(2)	-0.133 (-0.086)	0.197 (0.228)		2.081 (3.522**)		-2.163 (-1.027)	0.300 (0.824)	-0.454 (-1.937*)	0.883 (0.312)	1.750
(3)	-15.188 (-4.740**)	-1.327 (-1.244)			2.657 (3.816**)	-1.335 (-0.649)	0.745 (2.889*)	0.051 (0.189)	0.895 (0.296)	2.322
(4)	-3.708 (-2.048*)	1.687 (1.434)				-3.904 (-1.225)	1.316 (3.821**)	-0.533 (-1.467)	0.716 (0.485)	2.163
(5)	-1.249 (-4.385**)		-0.440 (-0.470)			-0.498 (-0.417)	1.612 (4.369**)	-0.237 (-0.551)	0.632 (0.588)	1.462
(6)	-14.656 (-4.439**)				2.220 (4.060**)	-1.832 (-0.850)	0.788 (2.599*)	-0.113 (-0.453)	0.867 (0.353)	1.860

注：( )内はt値を表わす

\* は95%の水準で有意, \*\* は99%の水準で有意

推計された。i (輸出補助率) はデータ上の制約もあり、今回は推計モデルの中に導入できなかったので、為替レートおよび輸出環境整備の政策効果についてだけ議論するにとどまる。輸出補助金の効果は次回の検討材料として残される。

推計結果は第3表に示されている。なお推計期間は71~84年である。価格効果には相対価格と為替レートの両者が関数形に組み込まれているが、とくに多重共線性は問題とはならなかった。<sup>22)</sup>為替レート変更の工業品輸出に与える効果は、(2)式のEER、(3)および(6)式のERに見られるように、名目為替レート、名目実効為替レートでは統計的に有意であるが、実質実効為替レート(PER)では統計的に有意ではない。インドネシアにおける為替レートの変化は第6図に示されるが、名目為替レートは78年以降数年ごとに大幅に切り下げられ、これが輸出拡大に重要な役割を演じてきた。しかし内外のインフレ率を考慮した実質実効為替レートは為替切り下げ直後は100水準を越えて過小評価的となるものの、切り下げから次の切り下げまでの期間は常に右下りのトレンドを持つ。とくに78年の為替切り下げによる為替レートの過小評価はわずか1年で消滅してしまい、これは83年のケースでも同様である。慢性的な国内インフレが為替の過小評価を相殺してしまうからである。インドネシアにおける為替レート政策は積極的な輸出振興を目的としたものではなく、むしろ国内インフレーションによる国際競争力低下をあと追い的に修正するだけであったといえよう。それゆえ実質実効為替レートが輸出関数において統計的に有意ではなく、これは為替レートを過小評価す

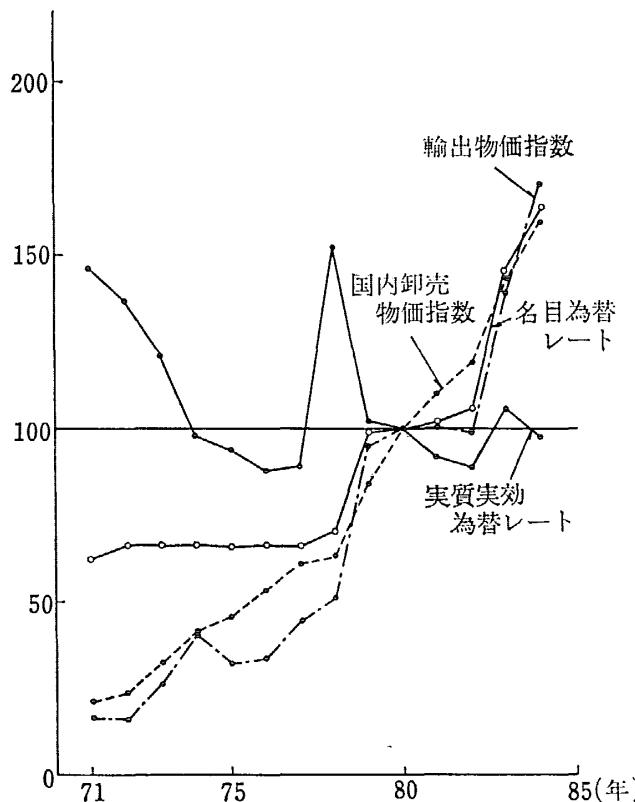
22) 一種の相対価格要因が含まれている実質実効為替レートと輸出・国内相対価格との間にも、相関関係は存在しなかった。

$$\ln \text{PER} = 1.298 - 0.041 \ln(P_s/P_d)$$

(3.642) (-0.623)

$$\bar{R}^2 = -0.049, D.W. = 1.234$$

第6図 為替レートと物価指数（1980=100）



ことによって輸出生産者に対し輸出価格のインセンティブを与えるという政策が実質的に取られていなかつたことを意味している。なおデータ上の問題としては、ここで利用した PER が総貿易額をウエイトとして計算されているため一次産品や鉱物性資源への偏りが強く出てしまい、工業品輸出を説明するものとして必ずしも最適ではないということである。

DM<sub>1</sub> のパラメーターは統計的に有意であるものの、為替レート以外のすべての輸出促進政策の効果がここに混在しているため、今回の計測ではあまりその意義は認められないであろう。

### おわりに

インドネシアにおける工業品輸出は70年代以降本格的に開始されてきたが、総輸出に占めるウエイトは依然小さく、輸出化に成功した製造業部門は数えるほどでしかない。このようにゆるやかな輸出拡大は輸出促進政策のおくれを原因としている。インドネシアでは原油輸出という外貨獲得手段の存在が輸出振興の必要性を減じさせ、他の東・東南アジア諸国に比べるとはるかに輸入代替工業化へ偏向した政策がおしそすめられてきた。70年以後、数次にわたる包括的輸出政策が発表され、産業・貿易政策の両面から輸出環境の整備がおこなわれてきつつあるが、外資規制の緩和や輸出抑制的な諸制度の撤廃など主に規制自由化を中心で積極的な輸出促進政策の実施までには至って

いない。

輸出促進政策の輸出パフォーマンスへ与える効果を把握するためには、各種の優遇措置を輸出補助金という形でとらえなおすとともに、為替レートを通じた輸出価格へのインセンティブ供与の役割も確認されなければならない。後者は通常実質実効為替レートという形で表現される。インドネシアの場合数回にわたる大幅な為替レートの切り下げは国内インフレ要因によって相殺されてしまい、実質的な輸出価格へのインセンティブ供与は少ないものであったといえよう。

### 参考文献

- アジア経済研究所『アジア・中東動向年報』アジア経済出版会、1969年～85年各年号
- Ariff, Mohamed, and Hill, Hal, *Export-Oriented Industrialisation: The ASEAN Experience*, Allen and Unwin, 1985
- Balassa, Bela, "Export Incentives and Export Performance in Developing Countries: A Comparative Analysis", *Weltwirtschaftliches Archiv*, Band 114 Heft 1, 1978
- Bautista, Romeo, M., "Exchange Rate Changes and LDC Export Performance under Generalized Currency Floating", *Weltwirtschaftliches Archiv*, Band 117 Heft 3, 1981
- Bond, Marian E., "Export Demand and Supply for Groups of Non-Oil Developing Countries", *IMF Staff Papers*, Vol. 32 No. 1, March 1985
- Donges, J. B., "Spain's Industrial Exports—An Analysis of Demand and Supply Factors", *Weltwirtschaftliches Archiv*, Band 108 Heft 2, 1972
- Donges, Juergen B., and Riedel, James, "The Expansion of Manufactured Exports in Developing Countries: An Empirical Assessment of Supply and Demand Issues", *Weltwirtschaftliches Archiv*, Band 113 Heft 1, 1977
- Jung, Woo S. and Lee, Gyu, "The Effectiveness of Export Promotion Policies: The Case of Korea", *Weltwirtschaftliches Archiv*, Band 122 Heft 2, 1986
- Krueger, Anne O., "Trade Policy as an Input to Development", *American Economic Review*, Vol. 70 No. 2, May 1980
- 中丸友一郎「インドネシア、タイ、フィリピンおよびマレーシアの輸出パフォーマンスと輸出振興政策の評価」,『海外投資研究所報』10巻6号, 1984年6月
- 小黒・新村・小泉「アセアン・1990年代への展望」,『ジェトロセンサー』1986年10月号
- 小野田欣也「ASEAN の貿易構造変化と産業内分業」,『アジア経済』, Vol. 24 No. 10. 11, 1983年, 10-11月号
- 野原 昂「発展途上国の経済分析 貿易: 工業化と相互依存関係の深化」,『アジア経済』27巻9・10号, 1986年10月
- 桜井 真「開発途上国の工業化と先進国の産業調整」,『海外投資研究所報』10巻4号, 1984年4月
- 篠原三代平「東・東南アジアにおける実質為替レートと工業化のパターン」,『アジア経済』, Vol. 24 No. 10-11, 1983年, 10-11月号
- Tyler, William G., "The Anti-Export Bias in Commercial Policies and Export Performance: Some Evidence from the Recent Brazilian Experience", *Weltwirtschaftliches Archiv*, Band 119 Heft 1, 1983
- 山沢逸平『日本の経済発展と国際分業』第8章, 東洋経済新報社, 1984年
- Yang, Yung Y., "Estimation of the Manufactured Export Supply Function from Developing

Countries", *Weltwirtschaftliches Archiv*, Band 114 Heft 3, 1978

渡辺利夫『開発経済学 経済学と現代アジア』第V章, 日本評論社, 1986年

Yang, Yung Y., "A Comparative Analysis of the Determinants of Nontraditional Exports for Brazil, Israel, and South Korea", *Weltwirtschaftliches Archiv*, Band 117 Heft 3, 1981

(杏林大学)